

補助対象外業種

別表第1（第3条関係）

1	金融・保険業（保険媒介代理業務及び保険サービス業を除く。）
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
3	以下のサービス業
(1)	易断所、観相業、相場案内業
(2)	競輪・競馬等の競走場、競技団
(3)	芸妓業、芸妓幹旋業
(4)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(5)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）
(6)	集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものは除く。）
(7)	宗教
(8)	政治・経済・文化団体